

注意事項

設置時期

防犯カメラは補助金交付決定以後から令和4年3月までに設置してください。

※交付決定以前に工事に着手したものは補助対象外です。

申請時

- ・エントリー申請は不要ですが、更新を検討している場合は区役所地域力推進室へご相談ください。
- ・交付申請後に台数を減らしたり、取下げたりすることは原則できません。

適切な運用

- ・設置後、6年間は運用しなければなりません。
- ・「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従って、適切な維持管理を行ってください。適切な維持管理がなされていないと市が判断した場合、補助金の返還を求めることがあります。

市への報告

運用状況について、防犯カメラを撤去するまでの間、書面で報告が必要です(毎年度1回)。

〈参考：防犯機器電気料補助金〉

令和3年度より、街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ設置）を活用して設置した防犯カメラについて、電気料の補助を行います。

●補助額（令和3年度予定）

防犯カメラ1台あたり 1,700円/年

※年度途中で新設・廃止したもの、他に電気料の補助を受けているものについては対象外です。

お問い合わせ先

●区役所地域力推進室

千種区 753-1821	東区 934-1122	北区 917-6435	西区 523-4524
中村区 453-5322	中区 265-2228	昭和区 735-3824	瑞穂区 852-9302
熱田区 683-9423	中川区 363-4320	港区 654-9623	南区 823-9322
守山区 796-4521	緑区 625-3873	名東区 778-3023	天白区 807-3821

●名古屋市地域安全推進課

972-3128

※提出書類・申請時期など詳しくは、お住まいの区の区役所地域力推進室でご確認ください。

防犯カメラ設置費用の一部を助成します！（3年度）

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ設置）

補助金の目的

犯罪が多発している地域において、地域団体が行う犯罪抑止に有効なハード整備である防犯カメラの設置に対し助成します。従来実施しているソフト事業との相乗効果により、効果的な防犯活動の実施、街頭犯罪の抑止を図ります。

補助対象団体

学区連絡協議会・町内会等

※日頃からパトロールなどの防犯活動を行っている団体が対象となります。なお、補助金の申請希望のあった団体の中から、犯罪情勢（街頭犯罪等の認知件数や犯罪率など）や前年度の防犯活動への取組状況等を考慮した上で、補助対象団体を決定します。

補助対象経費

防犯カメラ設置にかかる以下の経費

- ・機器購入費
- ・工事費
- ・「防犯カメラ設置中」などの表示板製作費等

※表示板は、防犯カメラ1台につき10枚まで。

補助率等

- ・補助率：2/3以内
- ・限度額：防犯カメラ1台につき140,000円
- ・上限台数：学区連絡協議会 10台
その他の団体 5台

※平成25年度以降の当補助金による設置台数の上限は学区連絡協議会 累計30台、その他の団体 累計15台とします。

スケジュール（予定）

4～7月末	申請希望についてエントリー票及び前年度の防犯活動実績を区役所地域力推進室へ提出
9月初旬	補助団体の決定、通知
9月初旬以降	補助金交付申請書を区役所地域力推進室へ提出
	補助金交付決定
	防犯カメラ設置工事着手、完了
	実績報告書を区役所地域力推進室へ提出
	補助金の交付



対象となる防犯カメラ

設置時期

補助金交付決定以後から令和4年3月まで

※交付決定以前に工事に着手したものは補助の対象となりません。

設置場所及び撮影範囲

公道又は公道に面した公園など公共空間を撮影するもの

※公道又は公道に面した公園以外の公共空間の撮影を検討する場合は、必ず区役所地域力推進室へご相談ください。

※撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等に事前に説明し、同意を得ておく必要があります。

※表示板を、原則、防犯カメラ設置場所又は近くの民有地に設置してください。

※道路上に防犯カメラを設置する場合は、道路占用許可など各種許可が必要となります。

申請時

- ・エントリー申請にあたっては、設置後に発生する電気代や保守点検費用などランニングコスト等についても十分に検討をお願いします。なお、電気代については、防犯機器電気料補助金の補助対象となります。

※設置した翌年度から補助対象です。

- ・エントリー申請後に台数を減らしたり、取り下げたりすることは原則できません。

適切な運用

- ・設置後、6年間は運用しなければなりません。
- ・「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従って適切な維持管理を行ってください。適切な維持管理がなされていないと市が判断した場合、補助金の返還を求めることがあります。

※特にインターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを未設定又は初期設定のまま運用せず、他人に推測されないパスワードを設定・更新するほか、不正アクセスを防ぐためプログラムを最新の状態に更新し、適切なセキュリティ対策を行ってください。

市への報告

運用状況について、防犯カメラを撤去するまでの間、書面で報告が必要です(毎年度1回)。

令和3年度より開始

防犯カメラの更新にかかる費用の一部も補助対象となります!

補助対象

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金(防犯カメラ設置)を活用して設置した防犯カメラが故障した場合、設置から6年以上経過し、次のいずれかに当てはまる際に、補助金を活用して取替えを行うことができます。

- ・部品がないなどの理由から修理することができない
- ・修理するよりも新しい防犯カメラに更新した方が安い

補助対象経費

防犯カメラの更新にかかる以下の経費

- ・機器購入費
- ・工事費
- ・故障した防犯カメラの撤去・処分費
- ・「防犯カメラ設置中」などの表示板製作費 等

※表示板は、既に掲示されているものを含め、防犯カメラ1台につき10枚まで

※防犯カメラ本体の取替えを伴わない場合は、補助対象外です。

補助率等

- ・補助率：2/3以内
- ・限度額：防犯カメラ1台につき140,000円

申請の流れ

補助金交付申請書を区役所地域力推進室へ随時提出
(令和4年1月末期限)

補助金交付決定

防犯カメラ設置工事着手、完了

実績報告書を区役所地域力推進室へ提出

補助金の交付